

防整施第7115号
28.3.31
防整施第14972号
令和6年6月26日

一部改正

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局管理部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局管理部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合
の取扱いについて（通知）

標記について、申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合については、当該指名停止措置を受けた者（以下「被指名停止会社」という。）を含む特定建設工事共同企業体全体について指名停止措置が講じられ、その結果当該特定建設工事共同企業体の競争参加資格が認められないこととされているところであるが、その場合の取扱いについて、下記のとおり定め、平成28年4月1日以降に適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて（防整施第17562号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

記

1 基本的な手続

- (1) 当該特定建設工事共同企業体の被指名停止会社以外の構成員（以下「残余の構成員」という。）については、入札書の受付を開始する時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体としての認定（以下「認定」という。）及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。）の申請を行うことができるものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、残余の構成員が2社である場合においては、当該2社が新たに特定建設工事共同企業体を結成することにより、認定及び確認の申請を行うことができるものとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、残余の構成員は、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請を行うことができるものとする。
- (4) 前3号の規定に基づく申請は、構成員の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により、認定若しくは確認の申請を行った場合には、これを却下するものとする。
- (5) 第1号及び第2号の認定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。

(6) 第1号及び第2号の認定及び確認の手続は、できる限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。

2 総合評価落札方式を実施する場合の申請期限の特例

(1) 総合評価落札方式を実施する場合における前項第1号から第3号まで規定に基づく申請は、次のア及びイに掲げる期限内に受け付けるものとする。

ア 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第17条に基づく技術提案の改善を行う場合は、入札説明書等に記載する技術提案の再提出の期限（技術提案の再提出が2回以上行われるときは、当該指名停止の後の直近の技術提案の再提出の期限）

イ ア以外の場合は、技術提案の審査に必要な日数に応じて、参加資格がないと認めた理由の説明請求期限から入札書の受付を開始する時までの間で、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。）が定める期限

(2) 前号の期限は、入札説明書等に明記するものとする。この場合においては、前項第6号の規定にかかわらず、認定及び確認の手続は、開札の時までに終了するものとする。

3 その他

本取扱いにより難しい場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官